



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における低地ドイツ語の現状
Author(s)	覚知, 頌春; Kakuchi, Nobuharu
Citation	独語独文学研究年報, 47, 1-17
Issue Date	2022-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/85703
Type	departmental bulletin paper
File Information	47_01_kakuchi.pdf



シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における低地ドイツ語の現状

覚知頌春

0. はじめに¹²

筆者は2018年9月から2020年8月にかけて、ロータリー財団の奨学金によりクリスティアン＝アルブレヒト大学キールにおいて客員研究員として研究滞在を行う機会を得た。本稿では、滞在中の経験をもとにシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州 (Schleswig-Holstein) における低地ドイツ語の現状を報告する。本稿の構成は以下のとおりである。まず、1節で同州において話される低地ドイツ語方言を概観する。続く2節では、ヨーロッパ地域言語・少数言語憲章との関わりを通して同州における低地ドイツ語の地位を確認する。3節と4節では、低地ドイツ語に関する活動を憲章の該当する条項に照らして詳述する。3節では教育機関における低地ドイツ語を、4節では低地ドイツ語を保護する諸活動について取り上げる。5節では本稿の議論をまとめ、今後の展望を提示する。

1. シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の低地ドイツ語

低地ドイツ語 (Niederdeutsch) は、ドイツ語諸方言のうち、高地ドイツ語子音推移³の影響を受けていないものを指す。歴史的に低地ドイツ語は、中低ドイツ語 (Mittelniederdeutsch) ・古ザクセン語 (Altsächsisch) へと遡ることができ、古ザクセン語は古英語・古フリジア語とともに北海ゲルマン語 (Nordseegermanisch) という西ゲルマン語内の言語グループを形成していた。北海ゲルマン語的特徴と呼ばれる音韻・形態の特徴は、今日の低地ドイツ語にもいくつか見られる。例として、音韻的には摩擦音に先行する *n* の脱落 (nd. *fief*, dt. *fünf*) を、形態的には動詞の複数人称語尾が統一される統一複数 (Einheitsplural, nd. *wi/ji/se maakt* vs. dt. *wir machen/ihr macht/sie machen*) を挙げることができる。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州では、西低地ドイツ語 (Westniederdeutsch) に属する北低地ザクセン方言 (Nordniedersächsisch) が話されている (図1)。今日の低地ドイツ語は標準語を欠き、多くの方言に分かれている。伝統的な区分に従うと、まず低地ドイツ語諸方言は動詞語尾によって東西に二分され、西低地ドイツ語では現在形・統一複数語尾が *-t*、東低地ドイツ語では *-en* となる⁴。西低地ドイツ語は、北低地ザクセン方言、オストファーレン方言、ヴェストファーレン方言に三分される。北低地ザクセン方言は、さらにオストフリースラント方言、エムスラント方言、ブレーメン＝オルデンブルク方言、ハンブルク方言、ホ

¹ 本稿は、2020年12月に筆者が北海道ドイツ文学会で行った口頭発表に基づく。

² 本稿では以下の略号を使用する。dt. = 標準ドイツ語、nd. = 低地ドイツ語

³ 高地ドイツ語子音推移は、無声閉鎖音 *p, t, k* が破擦音もしくは摩擦音に、有性閉鎖音 *d* が無声閉鎖音に変化したことを指す。低地ドイツ語は英語・オランダ語・フリジア語と同様に、この変化を経っていない。

⁴ 西低地ドイツ語でも、オストフリースラント方言 (Ostfriesisch) とシュレースヴィヒ方言 (Schleswigsch) は、現在形複数語尾が *-en* となる。

ルシュタイン方言、シュレースヴィヒ方言の6つに分かれる (Thies 2017: 28)。同州で話される低地ドイツ語は、ホルシュタイン方言とシュレースヴィヒ方言である。

低地ドイツ語 (Niederdeutsch)

東低地ドイツ語 (Ostniederdeutsch)

西低地ドイツ語 (Westniederdeutsch)

オストファーレン方言 (Ostfälisch)

ヴェストファーレン方言 (Westfälisch)

北低地ザクセン方言 (Nordniedersächsisch)

シュレースヴィヒ方言 (Schleswigsch)

ホルシュタイン方言 (Holsteinisch)

ハンブルク方言 (Hamburgisch)

ブレーメン＝オルデンプルク方言 (Bremisch-Oldenburgisch)

エムスラント方言 (Emsländisch)

オストフリースラント方言 (Ostfriesisch)

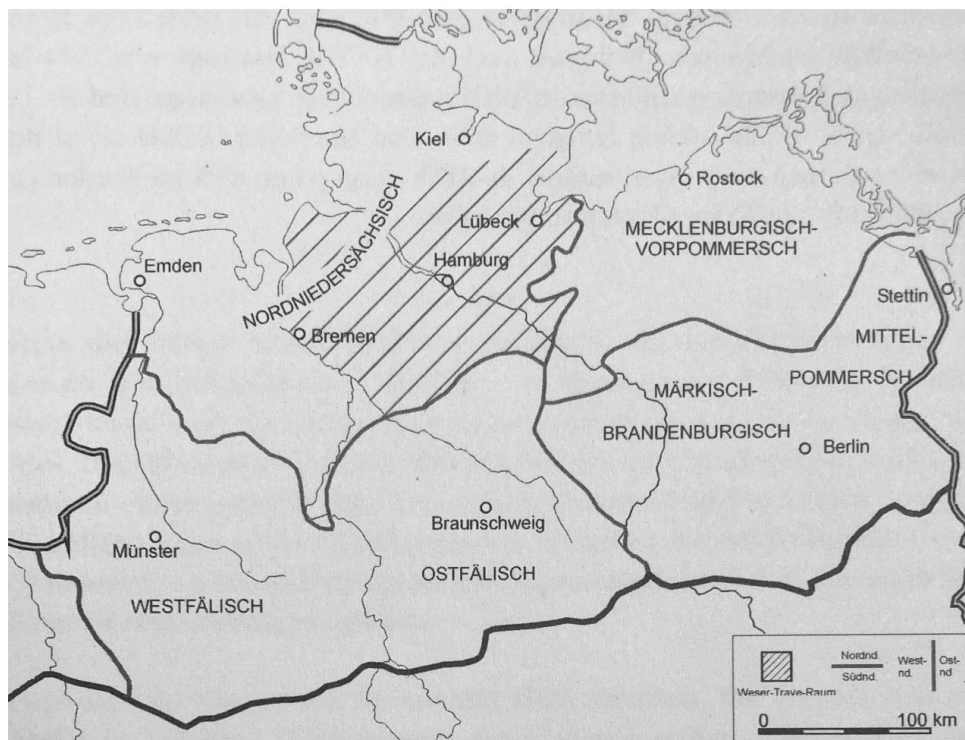


図1：低地ドイツ語の区分 (Lindow et al. 1998: 19)

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州は、今日も低地ドイツ語が比較的によく話される地域である。Adler et al. (2016: 11, 15) によると、2016 年に行われたアンケートでは、同州において 34.1%が低地ドイツ語を「とてもよく理解できる」、24.6%が「よく理解できる」と回答し、16.5%が「とてもよく話せる」、8.0%が「よく話せる」と回答している。低地ドイツ語が話される他の 7 つの州 (ハンブルク、メクレンブルク＝フォアポマーン、ブランデンブルク、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ニーダーザクセン、ブレーメン、ザクセン＝アンハルト) と比べると、同州における「よく理解できる」「理解できる」の割合の合計は 2 番目に高く、「よく話せる」「話せる」の合計は 1 番高い。

2. 同州における低地ドイツ語の地位

低地ドイツ語は、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州においてヨーロッパ地域言語・少数言語憲章 (Europäische Charta der Regional- oder Minderheitensprachen) により地域言語 (Regionalsprache) として認められている。ヨーロッパ地域言語・少数言語憲章は、1992 年に欧州評議会によって採択され、1998 年に批准したドイツでは、デンマーク語、フリジア語、ソルブ語、ロマ語、低地ドイツ語が保護対象とされている。シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州ではこのうち、ソルブ語を除く 4 言語が保護対象となっている。

地域言語および少数言語は同憲章において、標準語とは異なる言語⁵であり、方言ではない⁶と定義されている。したがって、定義上低地ドイツ語は当該国家の公用語、つまり標準ドイツ語と異なった言語でありその方言でもないということである。地域言語というラベリングは、明確に定義づけることが困難であり (Wirrer 2000: 8)、言語学の用語である地域言語 (Regiolekt) と異なる概念である。Wirrer (2000: 9) は、少数言語との違いとして、一定の領域性を持つ一方で、話者自身の民族性についての意識が多数派のものと共通する点を挙げている。Boysen (2011: 61) によると、同憲章の定義の目的は、意味のある適応領域を確定させ、憲章の規定を実行可能な形で取り扱うことにある。つまり、「地域言語・少数言語」という概念についての学問的・政治的一致よりも、具体的な実践が問題にされているといえ

⁵ Im Sinne dieser Charta bezeichnet der Ausdruck „Regional- oder Minderheitensprachen“ Sprachen, die herkömmlicherweise in einem bestimmten Gebiet eines Staates von Angehörigen dieses Staates gebraucht werden, die eine Gruppe bilden, deren Zahl kleiner ist als die der übrigen Bevölkerung des Staates, und die sich von der (den) Amtssprache(n) dieses Staates unterscheiden[.] (本憲章において、「地域言語・少数言語」という表現は、以下の言語を指す。ある国家の特定の地域で、慣習的にその国家の国民によって用いられ、その話者集団がその国家における他の国民の数より少なく、その国家の公用語と異なる言語) (Ehlers & Goltz 2014: 6)

⁶ Er [der Ausdruck „Regional- oder Minderheitensprachen“] umfasst weder Dialekte der Amtssprache(n) des Staates noch die Sprachen von Zuwanderern[.] (「地域言語・少数言語」という表現は、公用語の方言ないし移住者の言語を含まない) (Ehlers/Goltz 2014: 6)

る。したがって同憲章における低地ドイツ語の地域言語としての扱いは、低地ドイツ語の言語政策に対する一定の必要性から来ていることを示唆している。

低地ドイツ語が方言ではなく言語であるという定義は、一定の象徴的な効力を有している。そもそも低地ドイツ語が方言か言語かという判断は、話者・非話者の低地ドイツ語との関わり方と関係している。Adler et al. (2016: 29) で行われたアンケートでは、回答者の 59.2%が低地ドイツ語を方言と見なし、39.0%が言語と見なしているが、方言と見なした回答者は低地ドイツ語の言語運用能力が低く、低地ドイツ語の保護にも消極的であった。一方で低地ドイツ語の話者は低地ドイツ語を方言ではなく言語と見なす傾向にある。これには方言という言葉の持つネガティブなイメージが関係していると思われる。地域言語としての規定は、話者の低地ドイツ語に対するこのような意識がくみ取られた結果とも考えられる。

憲章内での低地ドイツ語の取り扱い、ドイツでは各州に委ねられており一定ではない。同憲章では、保護対象の言語の状況に合わせて守るべき条項を選ぶことができる。憲章の第二部は一般的な規則のみを含み、第三部は個々の領域に応じた具体的な規則を含んでいる。北ドイツの各州のうち、ブランデンブルク、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ザクセン＝アンハルト州では、第二部のみが適用され、ブレーメン、ハンブルク、メクレンブルク＝フォアポマーニ、ニーダーザクセン、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州では両方が適用されている (Ehlers 2014: 4)。第三部では、保護対象の言語の使用を合計 7 つの領域で推進することが求められている。その内訳は、以下の通りである。

教育 (Bildung)

司法官庁 (Justizbehörden)

行政官庁および公的な執行機関 (Verwaltungsbehörden und öffentliche Dienstleistungsbetriebe)

メディア (Medien)

文化活動および文化施設 (Kulturelle Tätigkeiten und Einrichtungen)

経済生活および社会生活 (Wirtschaftliches und soziales Leben)

国境横断的な交流 (Grenzüberschreitender Austausch)

以上の 7 つの領域は、公的領域・日常生活にかかわる領域・国際的領域の大部分をカバーしている。第三部が適用される各州は、この 7 領域に関わる条項のうち最低でも 35 の条項を選択して適用し、これらの条項が達成されているか定期的に報告書を作成しなければならない。報告書は、作成後専門家委員会や話者集団によって評価され、この一連のプロセスにより憲章の義務条項の達成が図られている。

3. 教育機関における低地ドイツ語

前節では、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における低地ドイツ語の地域言語としての地位をヨーロッパ地域言語・少数言語憲章との関連から述べた。本節では、憲章で低地ドイツ語を推進すべきとされている分野として教育分野を取り上げ、同州における低地ドイツ語についての取り組みを紹介する。本節では、学校教育、大学教育、その他の教育機関について、3部に分けて論じる。

3.1. 学校教育における低地ドイツ語

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州は、地域言語・少数言語憲章の学校教育に関わる第8条の1.b.iii項⁷と1.c.iii項⁸を選択している。1.b項は初等教育、1.c項は中等教育を扱っており、義務となる措置の内容は、言語の状況に応じて4つの段階から選択することができる。同州が選んだ項目では、初等教育・中等教育において低地ドイツ語の授業を教育計画の一部に盛り込むことが義務とされている。一方で低地ドイツ語による授業は、1.b.i項、1.b.ii項、1.c.i項、1.c.ii項において義務とされているものの、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州はこの項目を選択していない。低地ドイツ語による授業は、北ドイツの他のどの州も義務として引き受けていない。その理由としては、若年層の低地ドイツ語の運用能力が低いため、低地ドイツ語による授業を行うことが困難であることが考えられる。

したがって、学校教育では低地ドイツ語による授業ではなく、低地ドイツ語そのものの習得が目指される。学校での低地ドイツ語教育の目的には、地域言語の習得だけでなくそれを通した他言語習得・理解があるとされる。Goltz (2013) によると、国際的重要性の点で低地ドイツ語は、英語のような大言語と比較することがほとんどできないが、英語やスカンディナヴィアの言語の学習に際して、橋渡しの言語として機能するという。

低地ドイツ語には標準語がないため、学校教育で画一的に教える際、個々の形式をどのように標準化するかという問題がある。Goltz (2013) は、低地ドイツ語の授業の基本方針はまだ作成途上であり、地域的な言語形式と標準化された低地ドイツ語の間には緊張の場

⁷ Im Bereich der Bildung verpflichten sich die Vertragsparteien [...] innerhalb des Grundschulunterrichts den Unterricht der betreffenden Regional- oder Minderheitensprache als integrierten Teil des Lehrplans vorzusehen. (教育分野において、憲章批准国は、(中略) 初等教育において、当該の地域言語・少数言語の授業を教育計画に内包された一部として定めることが義務付けられている) (Ehlers/Goltz 2014: 10-11)

⁸ Im Bereich der Bildung verpflichten sich die Vertragsparteien [...] innerhalb des Unterrichts im Sekundarbereich den Unterricht der betreffenden Regional- oder Minderheitensprache als integrierten Teil des Lehrplans vorzusehen. (教育分野において、憲章批准国は、(中略) 中等教育の授業において、当該の地域言語・少数言語の授業を教育計画に内包された一部として定めることが義務付けられている) (Ehlers/Goltz 2014: 11-12)

(Spannungsfeld) があるとしている。これはすなわち、地域的な言語形式⁹を低地ドイツ語教育に反映させるか否かという問題であると言える。Goltz (2013: 7) は、学校教育に低地ドイツ語を導入するためには、表記 (in der Schreibung) と文法的な形式 (hinsichtlich grammatischer Formen) の標準化が慎重になされる必要はあるものの不可欠であるとしている。次章で見る通り、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の低地ドイツ語には、各地域の間で音韻だけでなく形態・統語的な差異がある。上記の方針に従えば、どれかを標準的形式として採用しなければならない。

初等教育向けの教材には、INS が編集した „Paul un Emma“ という教科書のシリーズがある。これには初等教育の 1-2 年生向け (Ashtarany et al. 2017²) と、3-4 年生向け (Ehlers et al. 2018) の 2 冊が存在し、前者は 2015 年、後者は 2018 年に初版が出版された。このシリーズの補助教材は、IQSH (シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における学校の質的向上協会) のサイト内からもダウンロードできる。 „Paul un Emma“ では、大部分の西低地ドイツ語において優勢な形態の特徴が採用されている。Ashtarany et al. (2017²) の 8-9 ページには *Wi fiert den eersten Schooldag!* (dt. Wir feiern den ersten Schultag!) とあるが、ここでは主格 *de* と形態的に区別された対格 *den* が見つかる。また上記の文には、統一複数の語尾として *-t* が確認できる (*fiert*)。詳しくは 4.1 節で述べるが、これらはホルシュタイン方言の形態の特徴であり、他の大部分の西低地ドイツ語とも共通する特徴である。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の初等教育では、州内の 27 の小学校 (Grundschule)、混合学校 (Gemeinschaftsschule) が参加して、低地ドイツ語の学校教育プロジェクト *Freiwillig Plattdüütschünnerriicht* (dt. Freiwilliger Plattdeutschunterricht) が 2014/2015 年に始められた。同プロジェクトでは、週に 2 コマ低地ドイツ語の教育が行われている。2014 年の話者による憲章項目の達成に関する評価では、「このプロジェクトに含まれないが、低地ドイツ語を扱っている学校」に対する支援が課題であるとされていたが (Ehlers/Goltz 2014)、2021 年の連邦政府の報告によると、参加している学校数は 33 に増え、2020/2021 年は 2738 人の生徒が低地ドイツ語を学んだという (Staatenbericht 2021)。一方で中等教育では、2014 年の話者の評価で「初等教育で行われた施策を中等教育へ拡大させること」が必要とされてきたが (Ehlers/Goltz 2014)、現在は前述の教育プロジェクトが中等教育にまで拡張され、2020/2021 年は 320 人の生徒が 9 つの中等教育機関で低地ドイツ語を学んだという (Staatenbericht 2021)。2021 年には、中等教育向けの教科書 (Hiestermann/Konen-Witzel 2021) が作成され、中等教育における低地ドイツ語の授業が整備されつつある。

3.2. 大学における低地ドイツ語

地域言語・少数言語憲章の第 8 条 1.e 項は大学教育に関わる条項であり、シュレースヴィ

⁹ ただし、「地域的な言語形式」 (regionale Sprachformen) という表現に関して、Goltz (2013: 7) は「主に発音の観点」 (vor allem mit Blick auf die Aussprache) という補足を付けており、発音以外の形態・統語的な変異を統一することは自明であるかのような印象を受ける。

ヒ＝ホルシュタイン州はそのうちの1.e.ii項¹⁰を選択している。それにより同州の各大学は、低地ドイツ語の専攻課程を設けなければならないとされている。

同州では、キール大学とフレンスブルク大学において低地ドイツ語を専攻することが可能である。キール大学では、ドイツ語学文学講座内に低地ドイツ語部門 (niederdeutsche Abteilung) が存在し、ミヒャエル＝エルメンターラー教授 (Prof. Dr. Michael Elmentaler) のもと、低地ドイツ語に関わる様々な講義が開講されている。エルメンターラー教授は、低地ドイツ語の概説講座・低地ドイツ語のゼミナールを開いており、その他の教員も中低ドイツ語の入門講座・講読、低地ドイツ語の語学講座、クラウス＝グロート (Klaus Groth) の講読、低地ドイツ語の社会言語学などを開講している。

キール大学の低地ドイツ語部門は、SiN-プロジェクト (Sprachvariation in Norddeutschland 「北ドイツの言語変異」) に参加し、NOSA (Norddeutscher Sprachaltas) を編纂している。NOSA では、北ドイツの地域言語 (Regiolekt) と基礎方言 (Basisdialekt) について、音韻・形態・統語の観点から言語地図が編まれている。2015年に刊行された NOSA の第1巻 (Elmentaler/Rosenberg 2015) では、北ドイツの地域言語の地域・状況に応じた変異が言語地図にまとめられた。2巻本である NOSA は、北ドイツの基礎方言についての第2巻が現在編纂されている。

また、キール大学の低地ドイツ語部門では、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の低地ドイツ語をアンケートによって調査する、*Plattdüütsch hüüt* (dt. Plattdeutsch heute) というプロジェクトも行われている。プロジェクト内のアンケートでは、特定の形態・統語的特徴を複数の選択肢から方言話者に選んでもらい、今日の地域的な変異がかつての等語線と一致するかを主に調査している。アンケートは2012年から2014年にかけて行われ、現在その結果がまとめられている。年齢と変異の関係の調査・今日の変異の地図化・歴史的コーパスとの比較を通し、最終的にコメント付きの方言地図が作成される予定である (Elmentaler 2012: 154)。

3.3. その他の教育機関における低地ドイツ語

その他に、就学前教育機関における低地ドイツ語の導入が行われている。シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州は、地域言語・少数言語憲章の就学前教育における低地ドイツ語の使用に関する1.a.iv項¹¹を選択している。そこでは、低地ドイツ語の就学前教育における使用

¹⁰ Im Bereich der Bildung verpflichten sich die Vertragsparteien [...] Möglichkeiten für das Studium dieser Sprachen als Studienfächer an Universitäten und anderen Hochschulen anzubieten. (教育分野において、憲章批准国は、(中略) 総合大学とその他の単科大学において、当該の地域言語・少数言語の専攻課程を設けることが義務付けられている) (Ehlers/Goltz 2014: 13)

¹¹ Im Bereich der Bildung verpflichten sich die Vertragsparteien [...] falls die staatlichen Stellen keine unmittelbare Zuständigkeit im Bereich der vorschulischen Erziehung haben, die Anwendung

に関する措置を促進・勧奨することが義務付けられている。促進・勧奨するためには具体的に、保護される言語の存在を強めることが必要とされる (Langenfeld 2011: 205)。話者集団は、これまでの州の対策について、「州による刺激は強化される必要があり、低地ドイツ語を提供していない各機関にも拡大されるべき」としている (Ehlers/Goltz 2014: 10)。

幼稚園における低地ドイツ語教育の取り組みについて、一例を紹介する。ADS-Grenzfriedensbund (ADS は Arbeitsgemeinschaft Deutsches Schleswig の略) は、シュレースヴィヒ地方の少数民族集団の文化・社会政治的問題に取り組むワーキングチームである。2016 年時点でシュレースヴィヒ地方に、27 の ADS による幼稚園が存在し (ADS-Grenzfriedensbund e.V. 2016: 18)、その全てにおいて標準ドイツ語に加えて別の言語による教育を行うことが義務付けられている。それぞれの幼稚園は、低地ドイツ語・北フリジア語・デンマーク語のどれかを 2 言語教育の対象としなければならない。低地ドイツ語は、ADS の 27 の幼稚園のうち、17 で使用されている。低地ドイツ語教育では、イマージョン・プログラムが採用され、児童は低地ドイツ語の言語シャワーを浴びることができるという (Poggensee 2015: 40)。標準ドイツ語しか話せない教員もいるため、低地ドイツ語が常に使われているという訳ではないが、低地ドイツ語話者の教員と児童は常に低地ドイツ語を話す環境にある。

州内には学校・大学を出た大人が低地ドイツ語を学ぶ機会も存在する。2016 年に大人向けの低地ドイツ語教材が新たに作成され (Arbatzat 2016)、成人教育機関である VHS (Volkshochschule) では、言語学習のカテゴリーにおいて低地ドイツ語の入門講座が開かれることがある。その他に、詳しくは 4.2 節で述べるが各地に会話サークルが存在し、会話を行う機会を増やそうとする運動も存在する。

4. 低地ドイツ語に関わる諸活動

本節では、教育以外の範囲で行われている低地ドイツ語に関わる諸活動について報告する。4.1 節では、郷土協会によって行われている低地ドイツ語の調査活動について述べ、4.2 節では低地ドイツ語の使用を推進する諸活動について述べる。

4.1. 低地ドイツ語の形態研究

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州各地の低地ドイツ語の形態を調査し、それを『低地ドイツ語形態論』(Niederdeutsche Formenlehre) という小冊子にまとめるという作業が、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州郷土協会 (Schleswig-Holsteinischer Heimatbund) によって

der unter den Ziffern i bis iii vorgesehenen Maßnahmen zu begünstigen und/oder dazu zu ermutigen. (教育分野において、憲章批准国は、(中略) 就学前教育における直接の権限を国立の官庁が持たない場合、i から iii 項で定められた措置の適用を促進・勧奨することが義務付けられている) (Ehlers/Goltz 2014: 9)

行われている。この小冊子では、動詞・名詞・形容詞を含む冠詞類・代名詞・副詞・前置詞・接続詞・否定詞に各章があてられ、その変化が代表的な語形によって示されている。そして、それに続いて不規則動詞の変化表が挙げられている。この構成は、1990年代に編まれた北フリジア語の形態研究の冊子 (Wilts 1993) を踏襲したものである (Graf 2007: 4)。北フリジア語の形態研究と異なる点は、巻末に小さなテキストの例が、巻頭に表記と発音の規則についての説明が加えられている点である。冊子の著者によると、この計画の背景には、近年の州内の低地ドイツ語方言についての記述が少ないことがあるという (Graf 2007: 3)。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の低地ドイツ語は均一ではなく、州内にはいくつかの等語線が走っている (図 2)。州内の低地ドイツ語のうち、特に北部のシュレースヴィヒ方言と南部のホルシュタイン方言の差が大きく、前者は、統一複数語尾 *-en*・対格の消失という他の西低地ドイツ語から逸脱した特徴がある¹²。対格の消失・統一複数語尾 *-en* の等語線は一致せず、統一複数語尾 *-en* (北部 *wi/i/se maken* vs. 南部 *wi/ji/se maakt* dt. wir machen/ihr macht/sie machen) は、シュライ湾 (Schlei) とシュレースヴィヒ (Schleswig) を通っているのに対し、対格の消失 (北部 *de* (定冠詞男性主格・対格) vs. 南部 *de* (定冠詞男性主格) - *den* (定冠詞男性対格)) の等語線は、エカーンフェアデ (Eckernförde) を通り、そのやや南に境目がある。シュレースヴィヒ方言は、デンマーク語を基層言語としており (Bock 1933)、19世紀後半に言語が交替した背景を持つ (Wolbersen 2017)¹³。東西の差異も存在し、2人称複数主格の人称代名詞によって北フリースラント・デイトマルシェンとその他の地域が分かれる。また、キール湾から南に向かっては音韻的な等語線が走る (西部 *Koken* vs. 東部 *Kauken* dt. Kuchen)。

¹² 西低地ドイツ語の中では、オストフリースラント方言 (Ostfriesisch) も統一複数語尾 *-en*・対格の消失を示す。

¹³ そのため、シュレースヴィヒ方言は統語的にもホルシュタイン方言にない特徴を備えている。Un-不定詞はその1つであり、この構文では、*un* (dt. *und*) と不定詞の組み合わせが不定詞句として働く。

(i) *Ik heff Lust un lopen weg.*

Ich habe Lust und laufen-INF weg

走り去ってしまいたい。

(Bock 1933: 97)

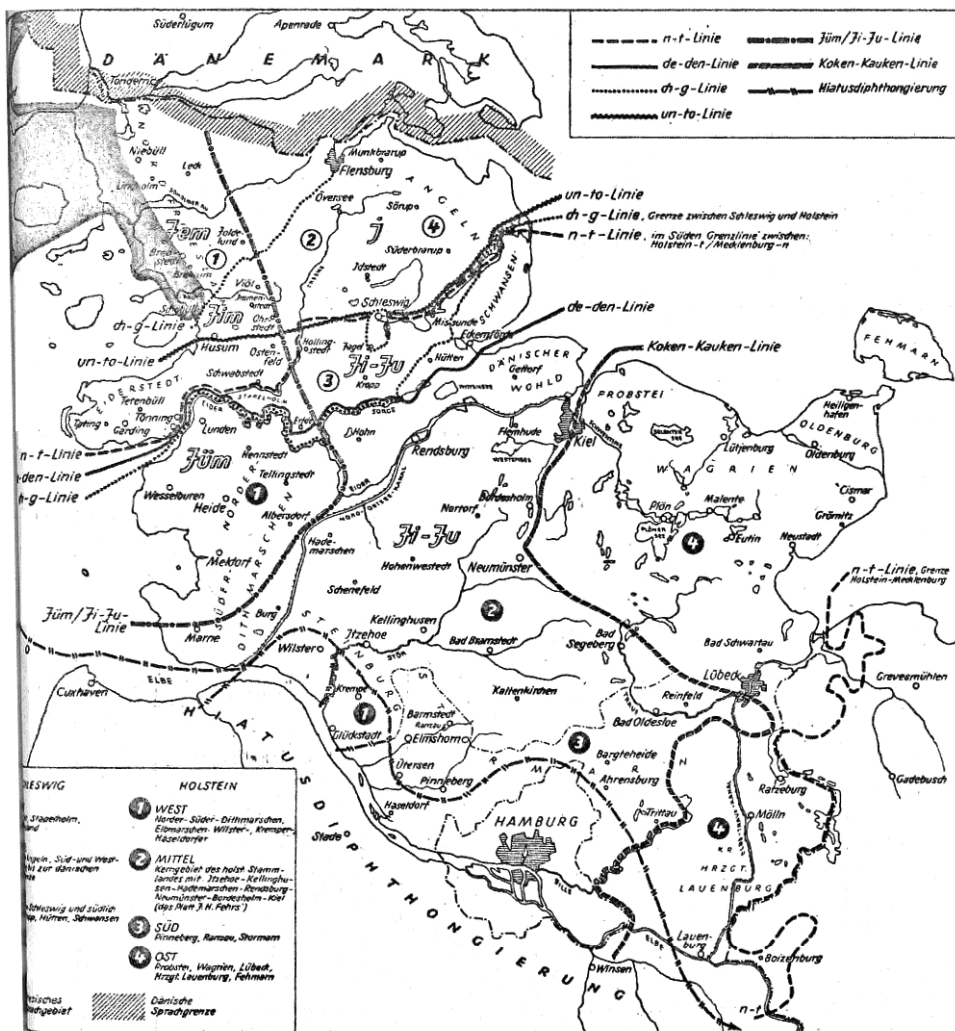


図 2：シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における低地ドイツ語の区分 (Braak 1956: 38)

これまで刊行されたのは4巻で、ブロープスタイ地域 (図2の④で示された地域の北西部) についての1巻 (Graf 2007) をヤン＝グラーフ氏 (Jan Graf) が、アンゲルンを含むフレンスブルク・エカーンフェアデ間の地域 (図2の②と④に相当) についての2巻 (Jensen 2007)、北フリースラント (図2の①に相当) についての3巻 (Jensen 2009)、ディトマルシェン (図2の①の西部) についての4巻 (Jensen 2011) をアネマリー＝イエンゼン氏 (Annemarie Jensen) が執筆し、今後も続刊が予定されている。執筆者は、現地で数人の話者に数回インタビューを行うことで方言の形態を調査している。両者とも低地ドイツ語の話者であるが言語学者ではない。

ホルシュタイン方言が教科書などにおいて取り上げられる一方で、それ以外の方言が注目されることは少ないが、このプロジェクトでは各地の低地ドイツ語が持つ独自の特徴に焦点があてられている。Graf (2007: 3) の序文には、当時の郷土協会会長のヴィリー＝ディルクス氏が、各地の特徴にこそ低地ドイツ語の「真の存在形式」があり、「地域で話される低地ドイツ語を画一的な北低地ザクセン語の規範が押しつけてはならない」というコメントを寄せており、統一的な低地ドイツ語規範に反対する立場が読み取れる。

4.2. 低地ドイツ語の会話サークルと案内板

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の各地で、低地ドイツ語の話者が自主的に集まり、1 時間から 2 時間程度低地ドイツ語を話す会話サークルが開かれている。会の形態は様々で、Plattdeutscher Krink (dt. Plattdeutscher Kreis) などのタイトルで VHS 内のコースとして開かれることもあるが、個人的に行われている場合もある。VHS 内のコースとして開かれる場合は、主に VHS の施設で行われるが、個人的なサークルの場合は公民館、教会、老人ホームで行われる事がある。

このような会話サークルは、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の各地で開かれている。インターネット上に情報を載せていないサークルもあるため、全体の把握は困難だが、筆者が留学中に訪問したものだけで 14 個を数える。図 3 にあるように、ハイデ・フレンスブルク・フーズムといった都市だけでなく、ゲルティンゲ (Gelting)、テリングシュェット (Tellingstedt) のような小さな町にもサークルが存在しており、州全体でも少なくない数のサークルが開かれていることが予想される。

サークルでは、複数の参加者が 1 つの机の周りに座り、お茶やコーヒーを飲みながら日常的内容を話すことが多い。また、参加者が低地ドイツ語の本や新聞記事、または自作の詩を持ち寄り、それを朗読する事もあった。それぞれのサークルの世話人は存在するものの、「教師・生徒」のような関係ではなく、全員が自発的に低地ドイツ語を話す雰囲気がある。とはいえそれぞれのサークルの取りまとめ役の話者は、低地ドイツ語活動に熱心であり、同じ VHS で入門者向けの低地ドイツ語講座を開く人や、低地ドイツ語の著作活動を行う人もいた。サークルの頻度はだいたい月に 1 度から 2 週間に 1 度の頻度の事が多く、5 月から 9 月は夏休みとし、冬季限定で開かれることが多かった。サークルでは、個々の地域の居住者が集まるため、それぞれの地域の特色を持った低地ドイツ語が話されることが多い。州西部のデイトマルシェン地域では、特有の人称代名詞 (*jüm dt. ihr*)、州北部のフレンスブルクおよびアンゲルン半島のサークルでは、主格と同形の対格 (*Ik kenn de Mann dt. Ich kenne den Mann*) や特有の現在形統一複数語尾 (*wil/i/se maken dt. wir machen/ihr macht/sie machen*)・人称代名詞 (*i dt. ihr*) という特徴の使用が認められた。

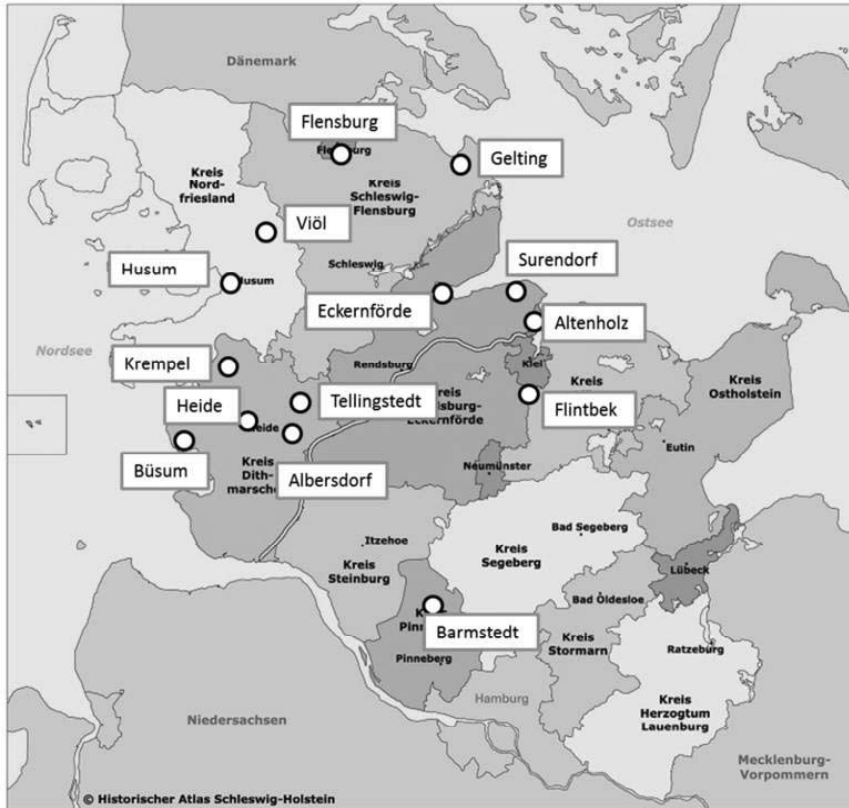


図 3：筆者が訪問した州内の低地ドイツ語会話サークル¹⁴

会話サークルは、学習者に低地ドイツ語を教えることではなく、既に低地ドイツ語を話す事ができる人に対して、低地ドイツ語を使用する機会を与えることに寄与している。今日、低地ドイツ語の使用領域は狭くなっており、一日中低地ドイツ語を使用する環境にいる話者はそれほど多くないと考えられる。実際の生活で誰が低地ドイツ語を話すか分からない場合は、標準ドイツ語で話すようにしているという話を、数人の参加者から聞いた。そのため、お互いに低地ドイツ語を話す事ができる 2 人の話者が、標準ドイツ語で知り合ったため、標準ドイツ語を話すようになったという例を頻繁に耳にした。低地ドイツ語を話すためのサークルが州内の各所で開かれているということ自体、低地ドイツ語が実際の生活の中で使用されなくなっていることを示していると筆者は考える。したがって、低地ドイツ語の使用領域が狭くなっている今日、低地ドイツ語を使う名目を与えることには、一定の意義があると考えられる。

公共圏における低地ドイツ語の使用という問題に関連して、低地ドイツ語併記の市町村案

¹⁴ 出典: <http://www.shlb.de/chronik.htm> (2020.12.09 閲覧)

案内板 (Ortstafel) がシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州で建てられ始めたことに言及したい。シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州では、2007 年から低地ドイツ語を併記した案内板の設置が許可された。背景として、この許可に先立ち 2004 年に北フリースラント州で北フリジア語併記の標識が設置され始めたことが挙げられる。

ただし、案内板の設置にかかる制約がいくつか存在する。まず、案内板の表記についていくつかの制約がある。案内板では低地ドイツ語の地名は標準ドイツ語の地名より小さく書かなければならず、併記できるのは市町村 (Gemeinde) の名前だけで、郡 (Kreis) の名前などは併記できない。さらに、案内板の設置にかかる費用は自治体が負担する必要がある。そのため、実際に低地ドイツ語併記の案内板が設置されているのは一部の自治体に留まっており、州全体の言語景観を変えるには至っていない。



図 4：デイトマルシェン郡クレンペルにおける低地ドイツ語併記の案内板 (筆者撮影)

図 4 は、デイトマルシェン郡 (Dithmarschen) のクレンペル (dt. Krempel, nd. Krimpel) という町にある低地ドイツ語併記の案内板である。案内板の設置を推進した話者のお話によると、クレンペルに住む低地ドイツ語話者の要望を受けた町議会の活動により、2008 年にデイトマルシェン郡において初めて低地ドイツ語併記の案内板が設置されたという。その設置

に当たっては州政府の許可を得る必要があり、その際に低地ドイツ語の語形が、話者への聞き取りや歴史的な資料などをもとに選定された。先に述べたように費用は自治体負担であり、クレンペルのケースでは、1つ125ユーロの案内板を8つ作成するため1000ユーロが必要であったといい、これは主に寄付によって賄われたという。デイトマルシェン郡は、今日も低地ドイツ語を日常的によく使う地域の1つであるが、二言語案内板の設置はほとんど広まっていない。クレンペルでの設置以降は、2019年に郡都市のハイデ (dt. Heide, nd. Heid) において二言語案内板が導入されたのみであるという。

低地ドイツ語の使用領域という問題には、地域言語・少数言語憲章の第13条が対応する。13条は、経済生活および社会生活、すなわち私経済領域 (privatwirtschaftliche Sphäre, Richter 2011: 324) についての条項である。その具体的な内容は、大まかに言って地域言語・少数言語の使用を妨げる規定・習慣を取り除くことと、地域言語・少数言語を使用する際の心理的な負担を取り除くことでその使用を勧奨することに二分される (Richter 2011: 325)。

シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州も低地ドイツ語の使用を妨げる規則・慣習に反対する1.a項¹⁵と1.c項¹⁶と、低地ドイツ語の使用を促進する1.d項¹⁷と2.c項を義務として引き付けている。しかし、話者集団は2014年の評価で1.d項の達成状況について、国による刺激・

¹⁵ In Bezug auf wirtschaftliche und soziale Tätigkeiten verpflichten sich die Vertragsparteien, im ganzen Land, [...] jede Bestimmung zu entfernen, die den Gebrauch von Regional- oder Minderheitensprachen in Urkunden betreffend das wirtschaftliche oder soziale Leben, insbesondere Arbeitsverträge, sowie in technischen Schriftstücken wie Gebrauchsanweisungen für Erzeugnisse oder Anlagen ungerechtfertigt verbietet oder einschränkt. (経済的・社会的諸活動に関して、憲章批准国は、国全体において、(中略) 経済的・社会的な生活、特に労働契約にかかる公文書ならびに製品・施設の取扱説明書のような技術的文書において、地域言語・少数言語の使用を不当に禁ずる、または制限するあらゆる規定を取り除く義務を負う) (Ehlers/Goltz 2014: 45)

¹⁶ In Bezug auf wirtschaftliche und soziale Tätigkeiten verpflichten sich die Vertragsparteien, im ganzen Land, [...] Praktiken entgegenzutreffen, die den Gebrauch von Regional- oder Minderheitensprachen im Zusammenhang mit wirtschaftlichen oder sozialen Tätigkeiten behindern sollen. (経済的・社会的諸活動に関して、憲章批准国は、国全体において地域言語・少数言語の使用を経済的・社会的諸活動に関連して妨げる方法に反対する義務を負う) (Ehlers/Goltz 2014: 46)

¹⁷ In Bezug auf wirtschaftliche und soziale Tätigkeiten verpflichten sich die Vertragsparteien, im ganzen Land, [...] den Gebrauch von Regional- oder Minderheitensprachen durch andere als die unter den Buchstaben a bis c genannten Mittel zu erleichtern und/oder dazu zu ermutigen. (経済的・社会的諸活動に関して、憲章批准国は、国全体において、項目aからcで挙げられたものとは異なる手段で地域言語・少数言語の使用を促進・勧奨する義務を負う) (Ehlers/Goltz 2014: 46)

提供が欠けているという評価を与えており、さらなる国の支援を求めている (Ehlers/Goltz 2014: 46)。一方で政府は同じ条項の達成状況について、経済・社会的諸活動には限られた範囲でしか介入できないとしており、私的な生活圏における低地ドイツ語の促進という問題についての考え方の違いがみられる。ヨーロッパ評議会は、公的機関による経済的・社会的な生活における低地ドイツ語使用を援助する措置が全く存在しないことを指摘しており、何らかの措置を取ることを求めている。

5. おわりに

本稿では、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における低地ドイツ語の現状を、ヨーロッパ地域言語・少数言語憲章における低地ドイツ語の地位、教育の領域における低地ドイツ語の諸政策、そして低地ドイツ語に関わる諸活動を通して報告した。本節ではこれらの議論をまとめ、今後の展望を述べる。

ヨーロッパ地域言語・少数言語憲章の批准により、低地ドイツ語の地位の保障とそのため措置を取ることが州政府に義務付けられるようになった。その措置は日常生活の様々な領域に及ぶ。教育に関する項目では、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州は就学前教育・学校教育・大学教育・成人教育に関わる各条項を批准している。ただし、批准された項目は低地ドイツ語での教育を求めるものではなく、低地ドイツ語を授業の一部で扱う・専攻科目に設定することに留まっている。初等・中等教育では、近年教科書が作成され、学校教育プロジェクトが始まったが、授業はまだ州内の全ての学校に導入された訳ではない。また、授業で教えられる低地ドイツ語にはホルシュタイン方言の特徴が見られ、シュレースヴィヒ方言の特徴は反映されていない。

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における低地ドイツ語の保護のための諸活動として、低地ドイツ語の形態記述の試みと会話サークル・案内板の設置が挙げられる。これらはいずれも州政府の主導で行われる活動ではなく、有志の話者によって行われる活動の性格が強いといえる。形態調査は、各地の音韻・形態を尊重する立場から行われており、調査はまだ継続中だが、今後はこの結果をどのように活用するかが課題になると筆者は考える。州内に今日なお存在する形態的な差異を残す方向で言語政策を行うのか、統一された低地ドイツ語によって言語政策を進めるのかは注目すべき点だと言える。今のところ、この結果を公的な教育において活用するという取り組みは存在しない。

低地ドイツ語で話すことを主な目的に据える方言会話サークルは、州内の各地で開かれている。今日、低地ドイツ語を使う相手以外との会話では標準ドイツ語が優先され、低地ドイツ語話者同士でも何らかのきっかけがない限り標準ドイツ語で会話することが少なくない。低地ドイツ語の使用自体を目的とした活動の広まりには、こうした背景があると筆者は考える。この活動は、州内の一部の地域で行われている二言語併記の案内板の設置とともに、低地ドイツ語の使用領域を拡大する活動としての側面を持つといえる。経済的・社会的な生活における地域言語の使用の推進は言語憲章の 13 条に対応し、州政府もそのための措置を講じ

る義務を負っているが、上記の2活動は主に話者主導で行われている。私的領域において低地ドイツ語を使用する際の心理的負担を軽減する活動が今後どのような形でなされるかは、注目すべき点である。

参考文献

- Adler, Astrid et al. (2016) *Status und Gebrauch des Niederdeutschen 2016*. Mannheim.
- ADS-Grenzfriedensbund e.V. (Hrsg.) (2016) *Im Grenzland zuhause*. Handewitt.
- Arbatz, Hartmut (2016) *Platt: dat Lehrbook*. Hamburg.
- Ashtarany, Nicole et al. (2017²) *Paul un Emma snackt Plattdüütsch*. Hamburg.
- Bock, Karl Nielsen (1933) *Niederdeutsch auf dänischem Substrat*. Kopenhagen/Marburg.
- Boysen, Sigrid (2011) Artikel 1. In: *Europäische Charta der Regional- oder Minderheitensprachen: Handkommentar*. 56-77. Zürich/St. Gallen.
- Braak, Ivo (1956) *Niederdeutsch in Schleswig-Holstein*. Kiel.
- Ehlers, Marianne/Goltz, Reinhard (Hrsg.) (2013) *Auf dem Stundenplan: Plattdeutsch*. Leer.
- Ehlers, Marianne/Goltz, Reinhard (Hrsg.) (2014) *Chartasprache Niederdeutsch: Rechtliche Verpflichtungen, Umsetzungen und Perspektiven*. Bremen.
- Ehlers, Marianne et al. (2018) *Paul un Emma un ehr Frünnen*. Hamburg.
- Elmentaler, Michael (2012) Plattdüütsch hüt. Erhebungen zur niederdeutschen Syntax. In: Langhanke, Robert et al. (Hrsg.) *Niederdeutsche Syntax*. Hildesheim/Zürich/New York. 137-156.
- Elmentaler, Michael/Rosenberg, Peter (2015) *Norddeutscher Sprachatlas. Band 1: Regiolektale Sprachlagen*. Hildesheim/Zürich/New York.
- Goltz, Reinhard (2013) BfN: Ein Themenaufriss. In: Ehlers, Christiane/Goltz, Reinhard/Henschen, Walter (Hrsg.) *Auf dem Stundenplan: Plattdeutsch*. 6-9.
- Graf, Jan (2007) *So snackt wi in de Probstee. Niederdeutsche Formenlehre – Heft I. Passade*.
- Hiestermann, Heike/Konen-Witzel, Katrin (2021) *Snacken Proten Kören: Plattdüütsch-Lehrbook för de SEK I*. Hamburg.
- Jensen, Annemarie (2007) *So schnacken wi twischen Flensburg un Schleswig. Niederdeutsche Formenlehre – Heft II. Krummbek*.
- Jensen, Annemarie (2009) *So snacken wi in Nordfreesland. Niederdeutsche Formenlehre – Heft III. Buxtehude*.
- Jensen, Annemarie (2011) *So snack wi in Dithmarschen. Niederdeutsche Formenlehre – Heft IV. Buxtehude*.
- Langenfeld, Christine (2011) Artikel 8. In: *Europäische Charta der Regional- oder Minderheitensprachen: Handkommentar*. 183-221. Zürich/St. Gallen.

- Lindow, Wolfgang et al. (1998) *Niederdeutsche Grammatik*. Leer.
- Poggensee, Renate (2015) Mit twee Spraken rin in't Leven: Een Dag bi uns in'n Kinnergoorn. In: Ehlers, Marianne/Goltz, Reinhard (Hrsg.) *Plattdüütsch in'n Kinnergoorn*. 40-41. Bremen.
- Richter, Dagmar (2011) Artikel 13. In: *Europäische Charta der Regional- oder Minderheitensprachen: Handkommentar*. 323-348. Zürich/St. Gallen.
- Staatenbericht 2021 = Bundesministerium (Hrsg.) (2021) *Siebter Bericht der Bundesrepublik Deutschland gemäß Artikel 15 Absatz 1 der Europäischen Charta der Regional- oder Minderheitensprachen*.
- Thies, Heinrich (2017) *Plattdeutsche Grammatik*. Neumünster.
- Wilts, Ommo (1993) *Friesische Formenlehre in Tabellen: Wiedingharde*. Husum.
- Wirrer, Jan (Hrsg.) (2000) *Minderheiten- und Regionalsprachen in Europa*. Wiesbaden.
- Wolbersen, Harald (2016) *Der Sprachwechsel in Angeln im 19. Jahrhundert*. Hamburg.